

## 茨木市美化活動ベスト貸与事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内の美化活動を定期的に行っている自治会等の団体又は個人に対して市が美化活動ベストを貸与することにより、美化活動における安全を確保するとともに、市民の環境美化意識の向上を図ることを目的とする。

### (貸与対象)

第2 美化活動ベストの貸与の対象となるものは、市内の公共的な場所の美化活動を定期的に行っているおおむね5人以上で構成された市内に活動拠点を有する団体又は市民（市内に在勤し、又は在学する者を含む。）（以下「団体等」という。）とする。

### (申請)

第3 美化活動ベストの貸与を希望する団体等は、茨木市美化活動ベスト貸与申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

### (決定及び貸与)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて貸与を決定し、申請者に対し、茨木市美化活動ベスト貸与決定通知書（様式第2号）により通知するとともに美化活動ベストを貸与する。

### (取扱順守事項)

第5 美化活動ベストの貸与を受けた団体等は、美化活動ベストの取扱いについて、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 美化活動以外の目的に使用しないこと。
- (2) 善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (3) 使用方法等については、市長の指示に従うとともに、破損、盗難等のないよう十分注意すること。
- (4) 美化活動ベストが不用になったとき又は破損したときは、速やかに市長に返却すること。

### (調査又は指導)

第6 市長は、美化活動ベストの使用又は管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

2 美化活動ベストの貸与を受けた団体等は、前項の規定による調査又は指導があったときは、これに応じなければならない。

(返却等)

第7 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、美化活動ベストを貸与せず、又は返却させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請をしたとき。
- (3) 現在貸与を受けているにもかかわらず、予備として申請したとき。
- (4) 美化活動以外の目的に使用しているとき。
- (5) 良好な管理をしていないとき。
- (6) 貸与を受けたにもかかわらず、現に使用していないとき又は不用になったとき。
- (7) その他市長が貸与することが不相当と認めたとき。

(報告)

第8 美化活動ベストの貸与を受けた団体等は、貸与を受けた初年度における美化活動ベストの使用状況等について、茨木市美化活動ベスト使用状況報告書（様式第3号）を当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、美化活動ベストの貸与について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第1号（第3関係）

茨木市美化活動ベスト貸与申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_

（団体名及び代表者名）

住 所 〒 \_\_\_\_\_ 茨木市

（所在地）

電 話 \_\_\_\_\_

担当

（連絡先及び担当者）

次のとおり、美化活動ベストの貸与を申請します。

1 使用枚数 枚

2 活動（実績）内容

(1) 場 所

(2) 内 容

(3) 活動回数 年間 回

様式第2号（第4関係）

茨木市美化活動ベスト貸与決定通知書

様

茨木市長

年 月 日付けで貸与の申請のありました美化活動ベストについて、次のとおり貸与します。

貸与枚数 \_\_\_\_\_枚

（注意事項）

- 1 美化活動以外の目的に使用しないでください。
- 2 善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に転貸し、又は譲渡しないでください。
- 3 使用方法等については、市の指示に従うとともに、破損、盗難等のないよう十分注意してください。
- 4 美化活動ベストが不用になったとき又は破損したときは市に返却してください。

受付番号 No.

茨木市美化活動ベスト使用状況報告書

年 月 日

（報告先）茨木市長

氏 名  
（団体名及び代表者名）

活動場所	
実施回数	回／年 回／月 回／週
活動内容 （参加人数等）	

提出期限 年 月 日（ ）まで